

内部統制評価報告書審査

審査期間 令和4年7月14日～令和4年8月17日

内部統制評価報告書審査では、市長による内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査しました。

審査の結果、重要な点において内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると判断しました。

●主な意見

(1) 高橋雨水ポンプ場整備に係る運用上の重大な不備について

高橋雨水ポンプ場の建設追加工事の監理委託については、契約事務は失念していたものの、令和3年9月16日の着手以降、コンサルには常に助言をもらい、現場にも入ってもらっていたので、監理業務自体はお願いしている認識でいたとのことでした。

しかし、監理業務をお願いすることに伴い、当然に認識されているべき委託料の支払いについては言及されておらず、また、コンサルに監理業務をお願いしていたにも関わらず、同様の業務を市職員も実施していたとの説明があるなど、内容に不整合又は説明不足の箇所があるように思われます。

建築基準法違反については、内部調査の途中であるとのことでしたので、今後の調査の進展により、不整合や説明不足と思われる箇所が解消されていくことを期待します。

(2) メール送信における情報漏えいの再発防止について

メールの送信手続の誤りによる個人情報の流出という事故が繰り返し発生しています。これは、再発防止策が機能していないことを示しており、行政に対する市民の信用を損なうことにも繋がりますが、職員個人の研鑽に頼る再発防止策には限界があることから、システム改修による防止策が可能な場合は、その検討も本格的に進めていく時期に来ているのではないかと考えます。

費用対効果の面も考慮する必要がありますが、事故等の発生に伴う業務の増加だけでなく、同様の事故等を繰り返すことによる信用失墜というデメリットも考慮した上で検討が進められることを望みます。